

# NEWS

吉村敏男  
後援会  
ニュース

VOL.10

吉村敏男後援会事務所

〒820-0082 嘉穂郡穂波町若菜52-1 Tel.0948(23)1210  
http://homepage3.nifty.com/toshio-y/

四月に入り、初夏の暖かさで一気に満開となった桜も4月10日の強風雨を境に「あっ」と云う間に葉桜となってしまいました。でも、まだまだ元気一杯の菜の花や、通り過ぎるさわやかな風は、春本番の雰囲気演出しています。いかがお過ごしですか。

さて、三月定例県議会は、34日間の日程を終え、3月28日閉会しました。今議会では、104の議案が提案されましたが、中でも一般会計予算は、総額1兆5,023億円。前年度比0.6%減で、4年連続の前年度比マイナス予算となり、一方で、借金である県債の残高は、過去最高の2兆4,600億円となるなど、厳しい県財政の状況が続いています。今、国と全国知事会など地方六団体との間で、三位一体改革(①国から地方への補助金の削減②地方交付税の縮小③国から地方への財源の移譲)をめぐり、激しい綱引きが続いています。しかし、仮にその綱引きに地方側が完勝したとしても、それは、地方にとってバラ色の近未来を約束するものではありません。それは、例え景気の本格回復があったとしても、国や

地方の財政が劇的に改善する見込みがほとんどないからです。従って、今後の地方自治体には、選択と集中、自己決定自己責任という、これまでの自治体運営とは全く違う視点が強く求められることになり、それは県も同じです。それだけに、県・市町村を問わず、行政のチェック機関としての議会の役割は益々重要となります。

今後も決意を新たに全力で頑張ってまいります。

2005年 春  
福岡県議会議員 吉村敏男



吉村敏男

よしむらとしお



# 2005年三月 定例県議会一般質問 (3月8日)



## 学校法人、飯塚学園日新館高校の入学拒否問題について

要旨－2月14日、飯塚市の日新館高校が、17年度入学者の合格発表を行っていないながら、「入学予定者が少ない」とし、18年度末の閉校も視野に入れ、突然「合格取り消し」を通知しました。中学校や保護者から批判や抗議が相次ぎ、わずか1日で撤回し、一転して合格者の受け入れを決定した問題について、私学に対する監督権限を有する県の対応を質しました。

**Q1** 高校入試は、子ども達の人生の第一関門。1日だけの騒動とはいえ、天地ほどの変化に不安を感じた生徒の心情を考えれば、同校の一連の手順と決定、対応は厳しく問われなければならない。知事は、この問題をどう認識しているのか。

**A1** 合格者の受け入れ取り消しが、最終的には撤回されたものの、合格者や在校生、その保護者、あるいは地域の中学校現場に混乱と不安を招いたことは、極めて遺憾な事態であると考えている。

**Q2** 今回、「事前に何も知らされなかった」県は、17年度予算でも、私立高等学校経常費補助金として、生徒1人当り、312,539円(合計、約177億円)を計上している。私学とはいえ、閉校を前提とした「合格取り消し」などの重大な判断が勝手に出来ることが大問題。私学に対する県の関与と権限はどのようなものか、また、こうした問題が発生した場合の対策はどのようなものか。

**A2** 私立高等学校に対する権限は、学校・学科等の設置、廃止、収容定員の変更等の認可、及び教育活動に関する法令違反に対する是正の勧告や命令がある。今後とも、生徒の勉強の場をしっかり守ることを中心に、県の権限を適切に行使して教育内容の向上に努める。

**Q3** 今回、同校は合格者発表と受け入れ拒否、そして一転しての受け入れ決定。二年後の閉校方針とその撤回など、短期間のうちに学校運営上の重要事項を決定している。一連の動きを見る限り、同校運営の責任を持つ、法人理事会が機能しているか疑問。理事会に対する指導はどのように考えているのか。また、私学とはいえ、公的責任を持った存在として、その責任をどのように問うのか。

**A3** 今回のような学校の存続に関わる重要な事案については、本来は、理事会などで慎重かつ十分な検討がなされて判断すべきであったと考える。この点、県としては、学校の適切な運営を図る観点から、問題があったと考えており、学校側に注意を促し、適正な運用の指導を行った。

**Q4** 同校は、教職員を3月末で全員解雇し、給与を削減して再雇用する方針を示している。常識的に考えて、果たしてそれで、教職員の教育に対する熱意を維持できるのか疑問。教育内容の確保などについて、どのように対応するのか。

**A4** 私学教育を具体的に実践するのは、現場の教職員であり、経営者や理事会は、教職員の意欲や士気を維持し、やる気や、教える意欲を引き出し、立派な学校にしてゆく義務がある。必要な教職員の確保など在校生の教育内容、就学確保に万全を期すよう指導する。

## 青少年アンビシャス運動について

要旨－13年度から、県の提唱でスタートしたアンビシャス運動は、大人にも、子どもと一緒にすばらしい未来を作る姿勢と責任を求め「豊かな個性や創造性」「幅広い視野」「それぞれの志を持つ、たくましい青少年の育成」を基本理念として、家庭、地域、学校、企業などが一体となって展開する県民運動として始まりました。それから4年。この運動の中核となるアンビシャス広場については、新たな開設が16年度で終了となるなど、大きな成果をあげたこの運動も、ひとつの節目を迎えるにあたり、運動の成果と課題、今後の進め方と見通しについて知事の見解を質しました。

**Q1** 文科省が、16年度から「地域子ども教室推進事業」をスタートさせるなど、社会全体で子どもを育てる取り組みは益々広がりを見せている。その先駆的役割を果たしたアンビシャス運動の評価と今後の進め方についてどのように認識しているのか。

**A1** この運動は、多くの県民の理解と参加で、県民運動として着実に広がっていると考えている。アンビシャス広場の活動を通して、子ども達に自主性や社会性が生まれ、ボランティアの活動により、読書が盛んになるなど大きな成果が上がっている。運動の認知度は年々高まっているが、更に周知を図るため、効果的な広報・啓発に努める。また、今年度からこれまでの点の運動から、面の運動へ展開するため、地域、家庭、学校が一体となって幅広い取り組みを行う「地域連携事業」を実施しており、この事業の成果を踏まえ、運動の更なる推進を図ってまいる。

**Q2** アンビシャス広場は、四年間で最大275万円が運営費として助成された。それが、更に四年の延長と、年間上限15万円とする予算措置がなされている。こうした運動には、多くのボランティアの参加や一定の運営費が必要なのは充分理解できる。しかし、県の補助金が限りなく継続されることはない。四年間の助成期間の終了を一応の区切りとして、ここは助成を打ち切り、その後、各広場が自立して、どう運営するかを検証する絶好の機会。どのような見通しと判断で延長を決定したのか。

**A2** アンビシャス広場は、ボランティアの熱意によって支えられているため、運営費の確保など財政的に厳しい状況にある。このため各広場からは、支援継続の非常に切実な要望が続いている。我々も大変苦慮したが、公的な財政支援が活動の推進力になっている現実がある。もし助成をやめると、せっかく根づいた運動が壊れて、ストップする可能性が大きいと考え、最小限の助成を継続する方向を決めた。

**Q3** アンビシャス広場は、この四年間で229の開設予定に対し、244の広場が開設されるなど、新規広場開設の気運はまだ強い。従って補助年限や金額は縮小しても、むしろ、広場開設の助成は続けるべきではないのか。

**A3** この事業は、県が先導的、モデル的に実施することで、地域ぐるみで子どもを育てる気運を高めることを狙いとしており、この四年間で一定の目標は達成できたものと考えている。今後は、広場活動の成果を紹介することなどを中心に、子ども達の居場所が更に広がるよう努めてまいる。

**Q4** アンビシャス運動参加証交付団体は、県からの助成措置が全くない中で、950もの団体等が参加している。この団体等の励みになっているのが「アンビシャス運動支援の会」が行っている助成金の交付であり、16年度に約1,100万円が寄せられている。企業等にとっても地域参加のひとつの証でもあり、浄財による運動の前進は大変意義がある。支援の会の活動の意義と今後の役割について、どのように認識しているのか。

**A4** 支援の会は、この運動を「応援していこう」という経済界の活動。支援の会からは、運動参加団体を実施する外国の青少年との交流活動や、優れた先進的活動に対して、助成してもらっている。これは、団体活動に大きな刺激になり、力になっている。運動の更なる活発化のためには、支援の会の応援が大変重要であり、一層の御協力をお願いしながら運動を進めたい。

**Q5** 県の助成措置終了後のアンビシャス広場の運営のあり方などを考えると、運動参加団体と市町村との関係強化は、今後の運動の展開において、益々重要となる。しかし、現実には市町村の関与は限定的であり、あまり姿が見えない。これまでの県と参加団体、市町村との連携や今後のあり方について、どのように考えているのか。

**A5** 運動を実際に展開、推進するうえで、それぞれの市町村との協力が非常に大事。これはもう当然と認識している。しかし、実際には、市町村によって運動に対する認識や、青少年の育成に対する熱意が随分違う現実がある。そうした中で、出来るだけ市町村の協力、理解を得ながら運動を進め、地域に根差した活動をするため、認識の共通化や、連携を強めてまいりたい。

## ゆとり教育と学力低下問題について

要旨ー2月15日、中山文科相は、昨年12月に公表された国際学力調査などの結果を受けて、「世界トップレベルの学力復活」を掲げ、「総合的学習の時間」の見直しや、夏休みなど、長期休み中の土曜日の活用などを旨として、「ゆとり教育」を掲げた学習指導要領の全面的な見直しを中央教育審議会に要請しました。しかし、「ゆとり教育」は、その導入された目的を考えると、本格導入からわずか三年での朝令暮改ともいえる見直しは、はなはだ疑問です。そこで以下の点について、教育長の見解を質しました。

**Q1** 「ゆとり教育」や「総合的学習の時間」は、当時「学力は国際的にトップレベルだが、知識偏重の詰め込み型の教育が、授業についていけない子の増加、それに伴う学級崩壊やいじめ、不登校などの問題を年々深刻化させている」として、それらの状況を打開するため、自然体験や社会体験を通して、「自らが学び、自らが考える力」を養う目的で導入された。この三年間の成果と課題について、どのように認識しているのか。

**A1** 「ゆとり教育」は、基礎基本の定着のもとに、児童生徒が問題解決活動や体験的な活動にじっくりと取り組むことを通して、その個性や能力を伸ばそうとするもの。特に、総合的な学習の時間は、教科で身につけた知識や技能を様々な活動の中で総合的に働かせる力を育成することにあり、児童生徒の生き生きとした活動がみられている。今後は、総合的な学習の時間の基盤となる知識や技能の定着を図るとともに、目標の明確化や計画的な実施等、課題解決に努めてまいる。

**Q2** 教科学習は点数が出るし、評価しやすい面もある。しかし、総合的学習の時間は、「創造力」や「主体性」など、元々、目には見えにくいものの大切さや重要性を認識してスタートしたはず。この点数などで表すことの出来ない人間の肉体的成長について、どのような視点で評価するのが適切と考えるのか。

**A2** 総合的な学習の時間のねらいは、「自ら学び考え、問題を解決する力」や「主体的、創造的に取り組む態度」等の育成にある。このねらいに基づく児童生徒の評価は、児童生徒の活動状況の観察記録や学習ノート、表現物等から、一人一人の創造力や主体性の伸びを丁寧に見取り、評価するように努めている。評価に当たっては、各学校が評価の観点を明確にし、客観性や信頼性のある評価が行われるよう取り組んでおり、今後とも、着実な成果をあげるよう、活動と評価の充実にも努めてまいる。

**Q3** 今回の文科相の中教審への要請は、「授業時間の削減イコール、学力低下」という単純な図式になっている。しかし、世界的に見ても、授業時間増が学力向上に結びつくデータはない。従って、学力低下は、児童・生徒の学習意欲や家庭の教育に対する関心、教える側の個々人の熱意の問題であって、「ゆとり教育」のあり方は議論の本質ではないのではないかと思うが所見は。

**A3** 現在、学力低下の一因として、「ゆとり教育」があげられているが、基礎基本の定着を図るとともに、自ら学び考える力を育成するという、現行学習指導要領の理念は重要。しかしながら、これを実現する上で、必要な手だてや実施における達成状況に課題があると考えている。具体的には、児童生徒の学習意欲の向上や基礎基本の確実な定着等に課題があると考えており、本県としては、「ゆとり」が「ゆるみ」にならないよう、できる限りの創意工夫をしてまいりたい。

**Q4** 学力は低いより高いほうがいいに決まっている。しかし、学力一辺倒の教育や豊かさだけを求め続けたことによる社会の矛盾、そして、勉強することの意味や生きる目的を感じることも出来ない子ども達の増加が、「今の深刻な社会や学校での問題を生み出しているのではないか」という問題意識が、その対応策としての「ゆとり教育」等に行きついたのではなかったのか。「学力向上」によって、今の学校がかかえる色々な問題の解決に、どのような効果が期待できるのか。

**A4** 現在の学習指導要領は、確かな学力と豊かな人間性の育成を求めており、分かる授業や楽しい学校づくり等が不可欠。このことが、ご指摘の学校の諸問題の解決につながるかと考えている。そのためには、体験を通じた学習や児童生徒の主体性・創造性を大切に学習が効果的であり、総合的な学習の時間は重要な役割を果たすものであると考える。今後ともその趣旨が損われないよう更なる充実にも努めてまいる。

## 小中学校等における生活体験通学合宿について

要旨ー庄内町にある、町立生活体験学校の通学合宿は、平成元年に開設されました。子ども達が、布団の上げ下げから、御飯炊き、風呂沸かし、洗濯、掃除に動物の世話などの「まるごと体験」で、集団生活での規律や役割分担を学び、責任感や精神的たくましさや身をつけることなどが評価され、平成8年の中教審答申の中で紹介され、全国で普及が進んでいます。いわば総合的学習の草分的存在であり、今後、全県下への拡大を期待し、県教委の対応を質しました。

**Q1** 本県は、平成7年度から三年間、県下で通学合宿を委託事業として実施しているが、その事業評価と、それが県下の通学合宿にどう生かされているのか。

**A1** 平成7年度から三年間実施したモデル事業では、様々な活動プログラムが開発されるとともに、事業終了後には独自で実施する市町村が増えるなど、その成果の普及・啓発が図られたと考えている。この事業が契機となり、現在では42の市町村で様々な形態の通学合宿が実施されている。

**Q2** 通学合宿は、子ども達にとって一時的なイベント体験ではなく、総合的学習の時間の目的や方向とも一致していることもあって、全国約300の自治体で実施されている。通学合宿の教育的意義をどう考えるのか。

**A2** 通学合宿は、一定期間自炊による共同生活をしながら、学校に通学する体験活動であり、今、子ども達に求められている基本的な生活習慣や人間関係能力、忍耐力等を培う上から大変有意義であるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる気運を醸成するものであると認識している。

**Q3** 新年度予算では、5～6歳児を対象に自主性・協調性を育てるため、キャンプなどを体験させる事業費を計上している。この事業の今後の展開と、現在実施されている小中学校の通学合宿との連携はどう考えているのか。

**A3** 平成17年度から三年間、幼児の宿泊体験活動事業を県内六地区でモデル的に実施し、その成果をプログラム事例集としてまとめ、積極的に普及・啓発する。プログラムについては、小・中学生段階で実施される通学合宿等との連携を視野に入れながら、県のプログラム開発協議会で研究してまいりたい。

**Q4** 福岡、久留米、佐賀、鳥栖の四市長徹底討論の中でも、「冒険学校」開設などの提案があった。通学合宿を県下、各自治体に普及させることについてどう考えるのか。

**A4** 現在市町村では、農家に泊まって農業体験をしたり、県立社会教育施設等で学校の授業をしながら宿泊自然体験活動を行うなどの取り組みをしているところもある。このような先進的な事例について情報収集・提供を行うとともに、通学合宿や様々な宿泊体験活動の必要性についての普及・啓発を図り、さらなる拡大に努めてまいる。

## 「いのちの教育」の系統的計画的な指導について

**Q** 長崎市や佐世保市、寝屋川市などで発生した、普通の少年少女による殺人事件に驚かす。リセットボタンを押せばキャラクターが生き返るゲームや病院で死を迎える人が九割を超えるなど、今、子ども達は死の現実から遠ざけられている。調査によれば、小、中、高校生の15%～22%が「死者が生き返ることがある」と考えている。深刻な状態にある「いのち」の問題について、「生きること」や「死ぬこと」に対する現実の問題を、自らの認識として実感させるため「いのちの教育」を全県で系統的に計画的に実施することが、ぜひ必要と考えるがどうか。

**A** 現在の児童生徒は、命の大切さを実感することが希薄になってきており、実体験を通して育成することが求められている。このため、小学校では、動植物の飼育活動等を通して全てのものに命があることを、中学校では、介護体験や育児体験を通して命の有限さやかけがえのなさについて、高校では、その命を自分の人生や社会に生かすことの大切さ等について、系統的に指導している。今後とも、児童生徒の発達段階に応じ、このような指導が計画的に推進できるように努めてまいる。

## 「機会の平等」「結果の平等」について

**Q** 戦後教育は「みんな同じ」という平等主義の下で進められた。その画一教育が均等で平均的水準の高い労働力を生み、バブル崩壊までの経済成長を支えてきた。しかし、従来、横並びで成長してきた産業界だけでなく、個人も「勝ち組」と「負け組」の選別が進んでいるように見える。中学校を卒業すると、高校受験に、大学受験、そして就職試験と、この社会は好むと好まざるとに関わらず競争社会。いま、子ども達の重要な認識として確立させなければならないことは、「チャンスは平等」だが「結果は平等ではない」という社会の現実を学校生活で教え、体験させることではないかと考えるが、どのような所見をお持ちか。むしろ、学校でも社会でもチャンスが何回も与えられる社会を作る努力をすることが重要であることは言うまでもないが。

**A** 今日教育において、個々の児童生徒の実態に応じて多様な個性や能力を伸ばし、発揮できることを目指すことは大切。このため、県においては、優れた個性や能力を伸ばす英語や科学のサマーキャンプやスポーツのエキスパート育成等の取り組みを行っている。また、学校においても、様々な教育活動において、自分の個性や能力を精一杯発揮する機会を設け、これを的確に評価し、お互いの違いを認め合うことの大切さを指導している。子ども達が自らの結果を受け止め、更なる努力につなげていく指導の充実に努めてまいる。

## 再質問—私学に対する厳しい指導について

**Q** 私学がそれぞれ独自の建学精神に基づき運営することは当然。だからと云って、何をやってもいい訳ではない。確かに日新館高校は、新入生受け入れ拒否の決定を撤回した。しかし、今回は前代未聞のケースとしてNHKでも全国放送されるなど、みんなあざされて。従って、撤回されたとしても、常識を欠いた対応へのペナルティは、はっきりさせるべき。二度とこうした事態を発生させないため、学校に対し、もっと厳しく指導すべきではないか。

**A** 私学の経営状況がいろいろ難しくなり、こうした問題が発生する可能性が高くなっている。公的教育を担っているから、助成も行っており、我々は監督の権限を持っている。今後、学校の健全な運営と、しっかりした教育が行われるよう、自覚を持ち、ちゃんとした態勢をつくり、公正な、明らかな運営がなされるということが非常に大事。そういう点に今後一層力を入れていく。(質問に答えていない)

## 再質問—アンビシャス運動について

**Q** アンビシャス運動は、参加証交付団体が950になるなど大成功。その中心のアンビシャス広場は、今後、その活動をモデルとして、広く県内で普及させることになる。その際、市町村などが中心となって普及するとき、ネックになるのが、今回4年間で最大275万円、4年延長すると335万円となる多額の助成金による活動方式。むしろ、現広場の助成は予定通り打ち切って、その後の各広場毎の自主的活動の行方を見極めて、こうした活動に対する必要な支援のあり方を探ることの方が重要ではないか。

**A** アンビシャス広場運動をできるだけ市町村が応援していく形に持っていくのが理想という点については、私どももそう思っている。これは地域の運動であり、地域に一番近い市町村が、応援することが望ましい。しかし、市町村によって、取り組み姿勢と熱意が違う。それを前提に連携を強める。また、助成期間終了後は、自主運営でやらしてもらおう意気込みで進めてきたが、打ち切りには、一番私が慎重で、内部で色々論議があった。しかし、「打ち切って続けられるのか」ということと、公的支援の旗印を揚げた方が良く、と思い、最小限度の支援を行うことにした。将来的には指摘されているように、我々の理想は自主的にやっていくこと。その方向を目指して努力する。

## 嘉穂総合高校、桂川町土師地区に平成19年秋新設移転

県立山田高校(平成18年度末閉校)、県立嘉穂工業高校(同)、県立嘉穂中央高校(同)の三校を統合し、今年4月開校した、県立嘉穂総合高校は、とりあえず、嘉穂中央高校を仮校舎として開校しましたが、昨年12月議会において、桂川町に新設移転することが決定しました。私たちは、この間、二市八町を一体の地域とイメージし、山田市や嘉穂町から高校がなくなることや、嘉飯山地域の均衡ある発展を展望して、「適地への移転」を県教委に働きかけてきました。その結果、今回の決定により、平成19年夏に新校舎が完成する見通しとなったものです。現地は、旧上山田線沿いの土師地区の高台にあって、三郡山、竜王山、古処連山を望む眺望抜群の立地条件の中にあります。同校はITシステム科やロボット工学科など、今後、雇用の拡大が期待される新産業の技術者への道をひらく、大きな役割を持ってスタートします。ぜひ、優秀な生徒が集まる高校に育ってほしいと願っています。



桂川町の嘉穂総合高校移転予定地視察

# 2004年九月 定例県議会一般質問 (10月1日)



## 1. 福岡県の公共関与(県が直接関わるといふ意)の産業廃棄物処分場問題について

要旨一本県では平成元年に「民間処分場を量的に補完し、民間事業者の適正処理を誘導するためのモデルとなる産業廃棄物の広域的最終処分場等の確保を図る」という基本方針のもと、県内生活圏ごとに処分場を確保することを最終目標にして事業を進めてきました。この間、久山町に安定型最終処分場を開設し、新宮町には管理型の最終処分場の設置をめざしましたが、施設設置の困難、事業採算性などから、そのあり方について再検討を始めました。その結果、県は、平成15年12月に「今後の公共関与による最終処分場確保は、国が北九州市に広域的廃棄物処理センターを設置する構想により推進する」「新宮の処分場は事業性が困難なため中止する。」ということを決めました。そこで以下四点について県の対応を質しました。



### 数十年ぶりの議員提案条例制定

福岡県には、県の総合計画である「ふくおか新世紀計画」を始め、56の長期計画がありますが、これらの計画の策定については、従来、審議会等への諮問、答申、計画策定、という手順で行われ、県議会の関与が薄く、明確ではありませんでした。今回の条例は、それらの計画の中から五年以上の期間を有する18の計画については、計画策定、報告、変更、廃止などについて、県議会が積極的な役割を果たす目的から、全会派協同の議員提案条例として提案、可決されたものです。

これにより、今後、知事は、「ふくおか新世紀計画」他1件については、毎年度、実施状況を議会に対し報告する義務を負うと同時に、残り16の計画についても、議会の要請があれば、実施状況を報告しなければならぬことになりました。

(2004年12月議会)

Q1

国の処理センター構想は、「北九州地区をモデルケースとして、都道府県域を越えて産業廃棄物の処理を担う公共関与事業の方向性が示されたもの」と知事はしているが、事業化にあたっては参画自治体による、地域協力体制等について合意形成が必要とされている。合意形成はされたのか。現在までの協議経過はどうなっているか。

A1

関係自治体とは情報交換や協議を行ってきた。参画自治体は確定していないが近隣自治体でいろいろ検討されており、それらと協力関係を築きながら引き続き協議を行う。

Q2

国の構想によれば、処理センターの事業化には、公益性や採算面を確保できる事業スキームを構築する必要があるとされているが、現在のところ、ほとんど明確になっていない。事業の成否の鍵となる、事業スキームはどのような見通しを持っているか。

A2

事業スキームについては、国や関係自治体と幅広く協議を進め、廃棄物の適正処理に支障が生じないよう構想の実現に努めてまいる。

Q3

今回の県の対応は、独自の公共関与の取り組みを放棄し、国の処理センター構想になだれ込むもの。しかしその構想は、現時点では、着手時期や竣工時期、処分容量など、ほとんど不明で、本年度も予算化はもちろん、県の主要施策の概要にも記載がない。県の方針転換は、どのような見通しと判断で決定したのか。

A3

新宮処分場は下流域の多くの反対や事業採算性の面から慎重に検討し、事業継続は、将来の大きな負担になるとの判断で中止した。センター構想の処分場は、資源循環システムの一環と位置づけられ、大容量を確保できる海面埋立であることや採算性が見込みなどから、この構想を推進することとした。

Q4

事業が中止された新宮町処分場予定地は、県土地開発公社が約9億8千万円で先行取得している。高額をかけた土地の跡地利用は県民が充分納得できる計画であることが必要。どうなっているか。

A4

新宮処分場予定地は周辺道路の整備も進み、利便性が高まる。このことを踏まえ、地元の新宮町でも協議し、土地の効果的利用を幅広く検討していく。

## 2. 筑穂町の農業振興地域の開発問題について

申し訳ありませんが紙面の都合で割愛させていただきます。現在、県議会では情報公開の一環として、本会議や常任委員会、特別委員会における県議会議員の発言をすべてインターネットで公開しています。

詳しくは<http://www.gikai.pref.fukuoka.jp/>を御覧いただきますようお願いいたします。また、吉村事務所(Tel.0948-23-1210)でも、問合せやお尋ねにお答え致します。御連絡をお待ちしています。

## 県議会活動報告会に850人が参加

昨年12月1日、850人を超える支持者の皆さんにお集まりいただき、県議会活動報告会を開催しました。当日は当面する県政の重要課題、それに対する県の方針や私の考え方などを中心にその思いを報告しました。今後も環境・福祉・教育・財政など、県政の多様な課題について、もっともっと勉強し、県民の皆様の視点に立った政策の実現のため活動を強化し、その行動内容のすべてを情報発信したいと考えています。



# 吉村敏男

## PHOTO GRAFFITI



福岡県政クラブ(民主、社民で構成)で香川県豊島を上回る岩手、山形県境の産廃不法投棄現場を視察

### 県議会議員の議員報酬の一部削減

福岡県では厳しい財源不足を補うため、特別職の報酬カットや、管理職手当カットの継続が実施されていますが、それに加えて、一般県職員、教職員、警察官などに対しても、平成13年度、14年度の3%給与カットに続いて、今年7月から1年9ヶ月の予定で再び2%の給与カットが実施されることになりました。こうした事態を受け、私たち福岡県政クラブ(13人)は、①財源不足に至った過去の予算案を承認してきた県議会の責任を明確にし、②痛みを共有し、少しでも財源不足に寄与する立場から、今、3月議会において「月給2万円の報酬カット」「期間は平成17年4月から任期満了の平成19年4月まで」とする、議員報酬削減条例の提出を目指しました。しかし、残念ながら妥協を余儀なくされ、結果的には、「平成17年4月から一年間、報酬の2%カット」で結着せざるをえませんでした。



嘉穂南部一市三町合併調印式で立会人として祝辞をのべる



県議会代表の一員として県人会世界大会出席

### 吉村敏男は、大島九州男さんを応援します。



大島九州男さんは衆議院福岡県第8区(中間市・直方市・飯塚市・山田市・芦屋町・遠賀町・水巻町・岡垣町・鞍手町・宮田町・若宮町・小竹町・潁田町・庄内町・穂波町・稲築町・筑穂町・桂川町・碓井町・嘉穂町)で、岩田順介前衆議院議員の後継として活動しています。

吉村敏男は民主党福岡県第8区総支部代表である大島九州男さんを応援します。

# 大島九州男

おおしまくすお

民主党福岡県第8区総支部 代表

#### PROFILE

●昭和36年6月11日:福岡県直方市に生まれる。現43歳

#### 【学歴】

○昭和54年3月:日本大学第二高等学校卒業

○昭和58年3月:日本大学法学部政治経済学科卒業

#### 【職歴その他】

○昭和61年:株式会社九誠を設立。

○平成3年:直方市議会議員に29才で初当選。以後3期12年、地元で議員活動を続ける。

○平成13年:キャプテン@九州設立、初代代表を務める。

○現在、民主党福岡県第8区総支部代表、全国若手市議会議員の会顧問、キャプテン@九州顧問、社団法人全国学習塾協会常任理事。